

第50回定時株主総会 電子提供措置事項

株主総会参考書類
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

株式会社メイテック

電子提供措置事項のうち、事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書・連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書・個別注記表は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しておりますので、交付書面には記載しておりません。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当（第50期期末配当）の件

利益配分に関する当社の基本的な考え方は、業績に基づいた成果配分です。配当については、配当性向を50%以上とし、最低水準は連結株主資本配当率(DOE) 5%としています。

期末の配当金につきましては、上記の基本方針に即した業績に基づき、以下の通りといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金63円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、金4,940,560,800円となります。
これにより、中間配当金(1株につき金39円)と合わせまして、年間配当金は1株につき金102円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月23日といたしたいと存じます。

第2号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社グループは、5つの価値：エンジニア価値・社員価値・顧客価値・株主価値・社会価値の持続的な向上とコーポレートガバナンスの強化を図りながら、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指してまいりました。

近時においては、当社グループの主要なお客さまである大手製造業において、技術革新による設計開発業務の多様化と複雑化が進行する中、当社グループは従来の延長線では無い「唯一無二」のエンジニアリングソリューションを提供する企業グループへの変革に努めてまいりました。

今後も、当社グループの主要なお客さまが、カーボンニュートラルなどの環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題に対して、より一層積極果敢に取り組まれるものと認識しています。

かかる状況等をふまえ、高付加価値の機会を積極的に追求しながら、収益力や資本効率を改善し続けることを目的として、

- ・ 果敢な経営判断を執り行うリーダーシップの発揮
- ・ リスクテイクの環境整備や経営資源配分に対する監督の実効性向上
- ・ グループ役職員の意識と行動の変革

の3点の併走に相応しい態勢として、2023年10月1日をもって、持株会社体制並びに監査等委員会設置会社へ移行することとしました。

持株会社体制への移行を実現するため、2023年4月3日に当社100%出資の株式会社メイテック分割準備会社（以下、「分割準備会社」といいます。）を設立し、2023年10月1日を効力発生日として、当社を分割会社、分割準備会社を分割承継会社として、当社が営む一切の事業（但し、当社が株式を保有する会社の事業活動に対する支配又は管理及びグループ運営に関する事業を除きます。）を分割準備会社に承継させる旨の吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行うこととし、2023年5月11日付で、吸収分割契約を締結しました。

本議案は、上記吸収分割契約の内容についてご承認をお願いするものであります。

なお、本吸収分割の効力発生日である2023年10月1日をもって、当社は「株式会社メイテックグループホールディングス」に、また、分割準備会社は「株式会社メイテック」にそれぞれ商号を変更する予定であります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書の内容は次の通りであります。

吸収分割契約書（写し）

株式会社メイテック（以下「甲」という。）及び株式会社メイテック分割準備会社（以下「乙」という。）は、甲が第1条に定める事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、吸収分割の方法により、甲が営む一切の事業（但し、甲が株式を保有する会社の事業活動に対する支配又は管理及びグループ運営に関する事業を除く。以下「本件事業」という。）に関して甲が有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第2条（分割会社及び承継会社の商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社である甲及び吸収分割承継会社である乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

① 甲（吸収分割会社）

商号：株式会社メイテック（但し、効力発生日（第6条に規定する効力発生日をいう。以下同じ。）付で「株式会社メイテックグループホールディングス」に商号変更予定）

住所：愛知県名古屋市西区康生通二丁目20番地1
（但し、効力発生日付で「神奈川県厚木市森の里青山15番1号」に移転予定）

② 乙（吸収分割承継会社）

商号：株式会社メイテック分割準備会社（但し、効力発生日付で「株式会社メイテック」に商号変更予定）

住所：神奈川県厚木市森の里青山15番1号

第3条 (承継する権利義務等)

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細」に記載のとおりとする。
2. 本吸収分割による甲から乙への債務の承継は、重畳的債務引受けの方法による。但し、甲乙間においては、乙が当該債務の全部を負担するものとし、当該債務について甲が履行その他の負担をしたときは、甲は、乙に対し、その負担の全額を求償することができる。

第4条 (吸収分割に際して交付する金銭等)

乙は、本吸収分割に際し、甲に対して、本吸収分割により承継する権利義務に代わる金銭等の対価の交付を行わない。

第5条 (乙の資本金及び準備金に関する事項)

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第6条 (効力発生日)

本吸収分割がその効力を生ずる日 (以下「効力発生日」という。) は、2023年10月1日とする。但し、本吸収分割に係る手続の進行等に応じて必要がある場合には、甲及び乙は、協議の上、合意により効力発生日を変更することができる。

第7条 (株主総会の決議)

1. 甲は、効力発生日の前日までに、本契約及び本吸収分割に関して必要な事項について甲の株主総会の決議を求めるものとする。
2. 乙は、会社法第796条第1項本文の定めに従い、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく、本吸収分割を行う。

第8条 (会社財産の管理)

甲は、本契約締結日から効力発生日までの間、善良な管理者の注意をもって業務を執行し、その資産及び負債を管理する。

第9条 (競業避止義務)

甲は、効力発生日以降においても、乙に対して本件事業に関し競業避止義務を負わない。

第10条 (本契約の変更及び解除)

本契約締結日から効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、本件事業若しくはこれに属する財産に重要な変更が生じたとき又は本吸収分割の目的の達成が困難になったときは、甲及び乙は、協議の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条 (本契約の効力)

本契約は、効力発生日の前日までに第7条に定める甲の株主総会の決議による本契約の承認又は必要な関係当局の許可等が得られないときは、その効力を失う。

第12条 (準拠法及び専属的合意管轄)

1. 本契約の有効性、解釈及び履行については、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条 (協議)

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、乙がこれを保有し、甲が原本の写しを保有する。

2023年5月11日

甲 愛知県名古屋市西区康生通二丁目20番地1
株式会社メイテック
代表取締役社長 國分 秀世 ㊟

乙 神奈川県厚木市森の里青山15番1号
株式会社メイテック分割準備会社
代表取締役社長 國分 秀世 ㊟

別紙

承継対象権利義務明細

本吸収分割に際し、効力発生日において乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、効力発生日の直前において甲が有する以下の権利義務とする。なお、乙が甲から承継する権利義務のうち資産及び債務は、2023年3月31日時点の甲の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除したうえで確定する。

1. 資産

①流動資産

本件事業に関して甲が有する現金及び預金（本件事業の運転資金として必要な金額に限る。）、売掛金、受取手形、棚卸資産その他の流動資産

②固定資産

本件事業に関して甲が有する有形固定資産（但し、以下に掲げる土地及び建物を除く。）、無形固定資産（但し、特許権、商標権、意匠権及び実用新案権を除く。）、投資その他の固定資産

名称	所在地
名古屋テクノセンターの土地及び建物	愛知県名古屋市西区康生通二丁目20番地1
厚木テクノセンターの土地及び建物	神奈川県厚木市森の里青山15番1号

2. 負債

①流動負債

本件事業に関して甲が負う買掛金、支払手形、未払金、未払費用、預り金、前受金その他の流動負債

②固定負債

本件事業に関して甲が負う退職給付引当金その他の固定負債

3. 雇用契約等

効力発生日において甲に在籍しているすべての従業員（出向している者、嘱託社員、契約社員及び臨時従業員を含み、また、本件事業に従事している者か否かを問わない。）に係る労働契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務

4. 許認可等

本件事業に関して甲が有し、又は具備する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なもの

5. その他権利義務

本件事業に関して甲が締結している雇用契約以外の契約（当該契約に附帯又は関連する契約を含む。以下同じ。）における契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務

上記第1項から第5項までの記載にかかわらず、本契約締結後に法令その他の規制上本吸収分割による承継が不可能又は著しく困難であることが判明した権利義務（当該承継に関して契約上必要となる相手方の同意が得られないことが判明したもの、及び当該承継により甲又は乙において著しい出捐を生じることが判明したものを含む。）については、承継対象権利義務から除外される。

以上

3. 会社法施行規則第183条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

① 交付する金銭等に関する事項

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日時点において当社の完全子会社であるため、本吸収分割に際して株式の割当てその他の対価の交付は行いません。

② 吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金等の額に関する事項

本吸収分割に際して吸収分割承継会社の資本金及び資本準備金は増加いたしません。

(2) 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はございません。

(3) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割承継会社は、2023年4月3日に成立した会社であるため、確定した事業年度は存在しません。同社の成立の日における貸借対照表は次のとおりです。

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	1,000	流動資産	—
固定資産	—	固定負債	—
		負債合計	—
		純 資 産 の 部	
		資本金	800
		資本準備金	200
		純資産合計	1,000
資産合計	1,000	負債純資産合計	1,000

(4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項
該当事項はございません。

(5) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項
該当事項はございません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社グループは、第2号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、2023年10月1日（予定）をもって、当社を純粋持株会社とする持株会社体制に移行するとともに、当社は監査等委員会設置会社に移行します。これに伴い、以下のとおり定款の変更のご承認をお願いするものであります。

- (1) 純粋持株会社としての役割を明確にする観点から、商号及び目的の変更を行います。
- (2) 当社グループの経営効率向上を図るため、本店の所在地の変更を行います。
- (3) 監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものとしたします。
- (4) 活発な審議による的確で迅速・果断な意思決定が行われることを目的とし、現時点の事業の種別・規模等を勘案した適正な員数とすべく、取締役の員数を22名以内から12名以内に変更いたします。
- (5) 会社法の規定に則り、果断な経営判断を執り行うリーダーシップの発揮の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行います。
- (6) 配当を機動的に行うこと等を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議によっても行うことができる規定の新設を行います。
- (7) 上記(1)から(6)の変更に伴う条数等の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、第2号議案が原案どおり承認可決され、本吸収分割の効力が発生することを条件として、本吸収分割の効力発生日（2023年10月1日（予定））に効力が発生するものとしたします。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) 当社は、株式会社メイテックと称し、英文ではMEITEC <u>CORPORARION</u>と表示する。</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (3) [省略] (4) 前各号に関連する技術教育および技術情報の提供ならびに図書類の出版・販売 (5) 電子計算機および周辺機器の管理ならびに販売 (6) [省略] (7) <u>損害保険代理業および生命保険募集業</u> (8) <u>広告代理業および旅行業代理店業</u> (9) <u>スポーツ施設、文化教室および飲食店等の経営</u> (10) 不動産の賃貸借および管理 (11) 物品のリース業 (12) 各種企業に対する投資および有価証券の保有ならびに運用 (13) 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業 (14) <u>再就職支援のコンサルタント業務</u> [新設]</p> <p>(15) 経営、人事管理および能力開発に関する教育研修講座の企画、実施<u>並びに</u>コンサルタント業務 (16) 前各号に関連または附帯する一切の業務</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) 当社は、株式会社メイテックグループホールディングスと称し、英文ではMEITEC <u>Group Holdings Inc.</u>と表示する。</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）<u>組合（外国における組合に相当するものを含む。）</u>その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。</p> <p>(1) ~ (3) [現行通り] (4) 前各号に関連する技術教育および技術情報の提供ならびに図書類の出版および販売 (5) 電子計算機および周辺機器の管理<u>および</u>販売 (6) [現行通り] [削除]</p> <p>(7) 不動産の賃貸借および管理 (8) 物品のリース業 (9) 各種企業に対する投資<u>ならびに</u>有価証券の保有および運用 (10) 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業 [削除] (11) <u>職業安定法に基づく有料職業紹介事業</u> (12) <u>人事・採用業務の請負業務</u> (13) 経営、人事管理および能力開発に関する教育研修講座の企画、実施<u>および</u>コンサルタント業務 (14) 前各号に関連または附帯する一切の業務</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を<u>名古屋市</u>に置く。</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>第5条〔省略〕</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式 〔中略〕</p> <p>第10条 (株主名簿管理人) 〔省略〕</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</p> <p>第11条 (株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 〔中略〕</p> <p>第14条 (招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>取締役社長事故ある時は、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p style="text-align: center;">〔中略〕</p>	<p>第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を<u>神奈川県厚木市</u>に置く。</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 〔削除〕 (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人</p> <p>第5条〔現行通り〕</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式 〔中略〕</p> <p>第10条 (株主名簿管理人) 〔現行通り〕</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</p> <p>第11条 (株式取扱規程) 当社の<u>株主権行使の手続き</u>その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 〔中略〕</p> <p>第14条 (招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">〔中略〕</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条（取締役の定員） 当社の取締役は<u>22名以内とする。</u> 〔新設〕</p> <p>第19条（取締役の選任） 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2～3〔省略〕</p> <p>第20条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 補欠または、増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> 〔新設〕</p> <p>第21条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定め、または必要に応じ、取締役会長1名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会<u>で</u>定める取締役会規程による。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条（取締役の員数） 当社の取締役は、<u>12名以内とする。</u> <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>第19条（取締役の選任） 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> 2～3〔現行通り〕</p> <p>第20条（取締役の任期） 取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">〔削除〕</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長1名を定め、必要に応じ、取締役会長1名、ならびに取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第22条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会<u>において</u>定める取締役会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p>第25条（取締役会の決議の省略） 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p>第26条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条（取締役の責任免除） 〔省略〕 2. 当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第23条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第25条（取締役会の決議の省略） 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第26条（重要な業務執行の決定の委任） 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第27条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>第28条（取締役の責任免除） 〔現行通り〕 2. 当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>第29条 (常勤の監査等委員)</u> 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>第30条 (監査等委員会規程)</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p><u>第31条 (監査等委員会の招集通知)</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>第28条 (監査役の定員)</u> 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p><u>第29条 (監査役の選任)</u> 監査役は、株主総会で選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>第30条 (監査役の任期)</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>第31条 (常勤監査役)</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>第32条 (監査役会規程)</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第33条（監査役会の招集通知） <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</u></p> <p>第34条（監査役の報酬等） <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第35条（監査役の責任免除） <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当会社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>〔削除〕</p> <p>〔削除〕</p> <p>〔削除〕</p>
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第36条（事業年度） 〔省略〕</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p>第37条（剰余金の配当の基準日） 〔省略〕</p> <p>第38条（中間配当） 〔省略〕</p> <p>第39条（配当金の除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。 2. 〔省略〕</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第32条（事業年度） 〔現行通り〕</p> <p>第33条（剰余金の配当等の決定機関） <u>当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>第34条（剰余金の配当の基準日） 〔現行通り〕</p> <p>第35条（中間配当） 〔現行通り〕</p> <p>第36条（配当金の除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。 2. 〔現行通り〕</p>


現 行 定 款	変 更 案
<p>[新設]</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第1条（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置）</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第50回定時株主総会において承認可決された本定款の一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 第50回定時株主総会において承認可決された本定款の一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の本定款第35条第2項の定めるところによる。</u> <u>3. 本条の規定は、第50回定時株主総会において承認可決された吸収分割契約承認の件に係る吸収分割の効力発生日から10年を経過した日をもって削除する。</u></p> <p><u>第2条（持株会社体制および監査等委員会設置会社移行に関する経過措置）</u> <u>第50回定時株主総会において承認可決された本定款の一部変更は、同定時株主総会において吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決され、当該吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が生ずることを条件として、当該吸収分割の効力発生日に効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 本条は、前項の効力発生日の経過をもって削除する。</u></p>

第4号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の多様性とバランス及び規模を確保した構成とし、適切な意思決定と経営監督機能の維持と充実を図るため、社外取締役2名を含む取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者 番号	氏名	現在の地位	取締役会出席状況 (第50期)	在任年数 (本株主総会終結時)
1	こくぶんひでよ 國分秀世 <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役社長、 メイテックグループCEO、 メイテックCEO兼COO	100% (14回/14回)	20年
2	うえむらまさと 上村正人 <input type="checkbox"/> 再任	取締役副社長、執行役員	100% (14回/14回)	14年
3	やまぐちあきら 山口陽 <input type="checkbox"/> 再任 <input checked="" type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立	取締役	100% (14回/14回)	4年
4	よこえくみ 横江公美 <input type="checkbox"/> 再任 <input checked="" type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立	取締役	100% (14回/14回)	4年

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位(担当)及び重要な兼職の状況
1	<div data-bbox="258 193 337 228" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>  <div data-bbox="309 580 526 651" style="text-align: center;"> <small>こく ぶん ひで よ</small> 國 分 秀 世 (1959年10月20日) </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在任年数 20年 ・ 第50期取締役会への出席状況 14回/14回 (100%) ・ 所有する当社株式数 50,900株 	<p>1982年 4月 当社入社 1996年 2月 厚木ソリューションセンター長 1999年11月 社長室長 2002年 4月 カスタマーリレーションセンター長 2003年 4月 執行役員 2003年 6月 取締役 2004年11月 広報部長、社長室長 2006年 4月 派遣事業グループ副CEO 2007年 1月 派遣事業グループCEO、事業部門管掌 2009年 3月 営業推進センター長 2014年 4月 代表取締役社長(現任)、メイテックグループ CEO(現任)、メイテックCEO兼COO(現任) 2023年 4月 株式会社メイテック分割準備会社代表取締役社長 (現任)</p> <p>〔現在の地位(担当)〕 代表取締役社長、メイテックグループCEO、メイテックCEO兼COO</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 株式会社メイテックフィルダーズ取締役 株式会社メイテックキャスト取締役 株式会社メイテックネクスト取締役 株式会社メイテックE X取締役 株式会社メイテックビジネスサービス取締役 株式会社メイテック分割準備会社代表取締役社長</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 当社の代表取締役社長兼グループCEOを務めており、また、当社において事業現場、広報、社長室、業務企画部門、キャリアサポート部門等の幅広い分野の責任者を務めるなど、当社グループの事業に関する豊富な経験、高い見識などを有しているため、引き続き、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断したためです。</p>		

候補者 番号	ふり がな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位(担当)及び重要な兼職の状況
2	<p data-bbox="258 193 337 228">再任</p>  <p data-bbox="314 580 523 651">う え む ら ま さ と 上 村 正 人 (1967年7月23日)</p> <ul data-bbox="247 692 586 848" style="list-style-type: none"> ・在任年数 14年 ・第50期取締役会への出席状況 14回/14回(100%) ・所有する当社株式数 34,200株 	<p data-bbox="625 193 1321 565"> 1990年4月 株式会社埼玉銀行(現:株式会社埼玉りそな銀行) 入行 1999年7月 株式会社あさひ銀行(現:株式会社りそな銀行) 企画部 2003年3月 株式会社りそなホールディングス財務部兼株式会社りそな銀行企画部 2007年1月 当社入社 経営情報部長 2008年3月 執行役員(現任) 2009年6月 取締役 2019年4月 取締役副社長(現任) </p> <p data-bbox="609 610 1332 742"> 〔現在の地位(担当)〕 取締役副社長、執行役員 (経営戦略・IR担当、エンジニアリングソリューション事業部門・グループキャリアサポート部門・グループ採用部門統括) </p> <p data-bbox="609 783 1090 984"> 〔重要な兼職の状況〕 株式会社メイトックフィルダーズ取締役 株式会社メイトックキャスト取締役 株式会社メイトックネクスト取締役 株式会社メイトックE X取締役 株式会社メイトックビジネスサービス取締役 </p>
<p data-bbox="281 1037 595 1064">【取締役候補者とした理由】</p> <p data-bbox="250 1072 1316 1203">当社の取締役副社長を務めており、また、当社において、経理・財務・IRその他経営管理に関する部署の責任者を務めるなど、当社グループ事業に関する豊富な経験、高い見識を有しているため、引き続き、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断したためです。</p>		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位(担当)及び重要な兼職の状況
3	<p>再任 社外 独立</p>  <p>やまぐち あきら 山 口 陽 (1956年8月6日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在任年数 4年 ・ 第50期取締役会への出席状況 14回/14回 (100%) ・ 所有する当社株式数 0株 	<p>1979年4月 大京観光株式会社(現:株式会社大京)入社 1998年7月 同社北関東支店長 1999年6月 同社取締役 2005年4月 同社取締役常務執行役員 2005年6月 同社取締役兼常務執行役 2007年6月 同社取締役兼専務執行役 2008年10月 扶桑レクセル株式会社代表取締役社長 2010年6月 株式会社大京取締役兼代表執行役社長 2014年6月 株式会社大京アステージ代表取締役社長 2018年6月 株式会社大京上席顧問 2019年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] なし</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 東証1部上場企業の代表取締役を務められ、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、独立性を有する社外取締役として客観・中立の立場で一般株主の利益保護を踏まえた行動をし、忌憚のない質問をし、又は意見を述べ、適切な議決権行使をいただくことで、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に引き続き寄与していただくことを期待したためです。</p>		

候補者 番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、地位(担当)及び重要な兼職の状況
4	<p>再任 社外 独立</p>  <p>よこ え く み 横江 公美 (1965年4月16日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在任年数 4年 ・第50期取締役会への出席状況 14回/14回 (100%) ・所有する当社株式数 0株 	<p>2001年5月 VOTEジャパン株式会社取締役社長 2011年6月 The Heritage Foundation Senior Fellow 2017年4月 東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学 科教授(現任) 2019年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科教授</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 大学教授として国際政治等に関する幅広い見識を有しており、また、大手シンクタンクでの上級研究員としての経験や企業の取締役社長としての経験を活かし、独立性を有する社外取締役として客観・中立の立場で一般株主の利益保護を踏まえた行動をし、忌憚のない質問をし、又は意見を述べ、適切な議決権行使をいただくことで、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に引き続き寄与していただくことを期待したためです。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山口陽氏及び横江公美氏は、社外取締役候補者であります。
3. 山口陽氏及び横江公美氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び「社外取締役又は社外監査役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準」を満たしていることから、独立性を有していると判断しており、同取引所に独立役員として指定し届出をしています。
4. 当社は、山口陽氏及び横江公美氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏が社外取締役に選任され、かつ就任した場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は46頁のとおりであります。第4号議案「取締役4名選任の件」記載の取締役候補者4名がそれぞれ選任され、かつ就任した場合、当該取締役候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。
6. 当社の「メイテックグループ：経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名に関する基準」及び「社外取締役又は社外監査役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準」は、23頁及び24頁に記載の通りです。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役國部徹氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px; margin-bottom: 5px;">独立</div>  くにべとおる 國部 徹 (1960年12月9日) <ul style="list-style-type: none"> ・在任年数 4年 ・第50期取締役会への出席状況 14回／14回 (100%) ・第50期監査役会への出席状況 13回／13回 (100%) ・所有する当社株式数 0株 	1985年3月 東京大学法学部卒業 1990年4月 最高裁判所司法研修所入所 1992年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 荒井総合法律事務所入所 1998年4月 國部法律事務所設立(現任) 2019年6月 当社社外監査役(現任) [重要な兼職の状況] 弁護士(國部法律事務所)
<p>【社外監査役候補者とした理由】 弁護士の資格を有しており、法律に関する高い見識をもって、独立性を有する社外監査役として当社の経営監視体制の充実に引き続き寄与していただけると判断したためです。 同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。</p>	

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 國部徹氏は、社外監査役候補者であります。

3. 國部徹氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び「社外取締役又は社外監査役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準」を満たしていることから、独立性を有していると判断しており、國部徹氏は、同取引所に独立役員として指定し届出をしています。

4. 当社は、國部徹氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。國部徹氏が社外監査役に選任され、かつ就任した場合、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は46頁のとおりであります。第5号議案「監査役1名選任の件」記載の監査役候補者1名が選任され、かつ就任した場合、当該監査役候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

6. 当社の「メイテックグループ：経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名に関する基準」及び「社外取締役又は社外監査役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準」は、23頁及び24頁に記載の通りです。

〈ご参考1〉

メイテックグループ：経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名に関する基準

1. 全ての取締役及び監査役
 - ・ 真摯さや高い倫理観を有し、受託者責任を認識して行動できる者
2. 全ての独立社外役員（取締役・監査役）
 - ・ 別に定める「社外取締役又は社外監査役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準」を充たす者
 - ・ 客観・中立の立場で一般株主の利益保護を踏まえた行動が期待できる者
 - ・ 財務・会計・法務・税務・人事・ITなどの専門分野に関する知見を持つ者、企業経営の経験者、当社事業に関する豊富な経験や専門的知見を持つ者
 - ・ 社外役員を俯瞰し、専門的知見が偏在しないよう、バランスと多様性の確保に努める
3. 取締役
 - (1) 〈社内〉取締役
 - ・ 会社の最善の利益のために公正で誠実に行動できる者
 - ・ エンジニアに豊かなエンジニア人生を提供し、お客さまにとって欠かせない真のベストパートナーを実現していく「エンジニアリングソリューション事業やエンジニア紹介事業」などの他、これらをサポートする機能に関する部門において、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者
 - (2) 〈独立〉社外取締役
 - ・ さまざまな事業への理解力を有する者
 - ・ 精神的独立性を有する者で、忌憚のない質問をし又は意見を述べ、適切な議決権行使が期待できる者
4. 監査役
 - ① 独立の立場の保持に努めながら、常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づく行動が期待できる者
 - ② 適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者で、原則として1名以上は、財務・会計に関する十分な知見を有する者
 - (1)常勤監査役
 - ・ 専任として監査に必要な情報の収集力を有するほか、監査の環境整備に努める積極的な行動が期待できる者
 - (2)社外監査役
 - ・ 上記4.①②に加えて、より高い独立性及び中立性を踏まえて、忌憚のない質問をし又は意見を述べられる者
5. その他幹部
 - (1)メイテック執行役員
 - ・ 社員役職の最高職位として、経営方針などに基づき、担当範囲において業務執行する「責任と役割」を担うに相応しい者
 - ・ 現場重視の精神などが織り込まれている「役員クレド」に掲げる業務の的確な執行が期待できる者

(2)グループ会社代表取締役社長

- ・ 当該グループ会社の経営方針などに基づき、業務執行する「責任と役割」を担うに相応しい者、期待できる者

〈ご参考2〉

社外取締役又は社外監査役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準

当社では、社外取締役又は社外監査役を選任する際、次に定める基準すべてを満たす者について、当社からの独立性を有しているものと判断します。

1. 現在及び過去10年間に於いて、当社又は子会社の業務執行者（注1）でないこと（なお、社外監査役にあつては、過去10年間、当社又は子会社の非業務執行取締役でないことも含む。）
 - 注1：「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員又は使用人をいう
2. 現在、当社の重要な業務執行者（注2）の近親者（注3）でないこと
 - 注2：「重要な業務執行者」とは、取締役（社外取締役を除く。）又は執行役員をいう
 - 注3：「近親者」とは、配偶者又は二親等内の親族をいう
3. 以下のいずれにも該当していないこと
 - (1) 当社を主要な取引先とする者（注4）の業務執行者
 - 注4：「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度において、当該取引先の年間連結売上高の1%以上の支払いを当社から受けた者をいう
 - (2) 当社の主要な取引先（注5）の業務執行者
 - 注5：「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において、当社の年間連結売上高の1%以上の支払いを当社に行った者をいう
 - (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注6）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者。）
 - 注6：「多額の金銭その他の財産」とは、直近事業年度において、役員報酬以外に1,000万円以上の支払いを当社から得ている場合をいう
 - (4) 当社の主要株主（注7）（当該主要株主が法人である場合は、その業務執行者。）
 - 注7：「主要株主」とは、直近の当社株主名簿において、総議決権の10%以上の株式を保有する者をいう
 - (5) 上記（1）から（4）について、過去5年間に於いて該当する者
 - (6) 次の①又は②に掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
 - ① 上記（1）から（5）までに掲げる者
 - ② 過去5年間に於いて、当社又は子会社の業務執行者であつた者（なお、社外監査役にあつては、非業務執行取締役であつた者を含む。）

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、2023年10月1日（予定）をもって監査等委員会設置会社に移行し、取締役4名全員は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議の効力は、第3号議案における定款変更の効力が発生することを条件として、発生するものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	取締役会出席状況 (第50期)	在任年数 (本株主総会終結時)
1	こくぶんひでよ 國分秀世	代表取締役社長、 メイテックグループCEO、 メイテックCEO兼COO	100% (14回/14回)	20年
2	うえむらまさと 上村正人	取締役副社長、執行役員	100% (14回/14回)	14年
3	やまぐちあきら 山口陽	取締役	100% (14回/14回)	4年
4	よこえくみ 横江公美	取締役	100% (14回/14回)	4年

上記の各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の生年月日及び略歴その他の株主総会参考書類記載事項につきましては、第4号議案「取締役4名選任の件」に記載のとおりですので、18頁から21頁をご参照ください。

- (注) 1. 当社は、山口陽氏、横江公美氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏が社外取締役に選任され、かつ就任した場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は46頁のとおりであります。第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」記載の取締役候補者4名がそれぞれ選任され、かつ就任した場合、当該取締役候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は当該保険契約を任期中途に同様の内容で更新することを予定しております。
3. 当社の「メイテックグループ：取締役候補の指名に関する基準」及び「社外取締役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準」は、30頁及び31頁に記載の通りです。

第7号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、2023年10月1日（予定）をもって監査等委員会設置会社に移行します。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。


なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第3号議案における定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	出席の状況 (第50期)	監査役在任年数 (本株主総会終結時)
1	うえ まつ まさ とし 植 松 正 年	新任 社外 独立 監査役	取締役会 100% (14回/14回) 監査役会 100% (13回/13回)	6年
2	くに べ とおる 國 部 徹	新任 社外 独立 監査役	取締役会 100% (14回/14回) 監査役会 100% (13回/13回)	4年
3	やま ぐち みつ のぶ 山 口 光 信	新任 社外 独立 監査役	取締役会 100% (14回/14回) 監査役会 100% (13回/13回)	2年

候補者 番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
1	<p>新任 社外 独立</p>  <p>うえ まつ まさ とし 植松正年 (1958年7月7日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役在任年数 6年 ・ 第50期取締役会への出席状況 14回／14回 (100%) ・ 第50期監査役会への出席状況 13回／13回 (100%) ・ 所有する当社株式数 2,800株 	<p>1981年 4月 株式会社埼玉銀行（現：株式会社埼玉りそな銀行） 入行</p> <p>2007年 4月 同社内部監査部長</p> <p>2013年 4月 株式会社近畿大阪銀行（現：株式会社関西みらい銀行） 常勤社外監査役</p> <p>2017年 4月 ジェイアンドエス保険サービス株式会社 監査役</p> <p>2017年 6月 当社社外監査役</p> <p>2018年 6月 当社常勤社外監査役（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 株式会社メイテックフィルダーズ 監査役</p>
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>大手銀行での経営や内部監査に携わられた幅広い経験と知見を有していること、及び金融機関での監査役としてのご経験等を活かし、監査等委員である社外取締役として当社の経営監視体制の充実に寄与していただくことを期待したためです。</p>		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
2	<p>新任 社外 独立</p>  <p>くろき べん とおる 國部 徹 (1960年12月9日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役在任年数 4年 ・ 第50期取締役会への出席状況 14回／14回 (100%) ・ 第50期監査役会への出席状況 13回／13回 (100%) ・ 所有する当社株式数 0株 	<p>1985年 3月 東京大学法学部卒業 1990年 4月 最高裁判所司法研修所入所 1992年 4月 弁護士登録 (東京弁護士会) 荒井総合法律事務所入所 1998年 4月 國部法律事務所設立 (現任) 2019年 6月 当社社外監査役 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 弁護士 (國部法律事務所)</p>
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 弁護士の資格を有しており、法律に関する高い見識をもって、監査等委員である社外取締役として当社の経営監視体制の充実に寄与していただくことを期待したためです。 同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断しております。</p>		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
3	<p>新任 社外 独立</p>  <p>やま ぐち みつ のぶ 山口 光 信 (1958年1月24日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役在任年数 2年 ・ 第50期取締役会への出席状況 14回/14回 (100%) ・ 第50期監査役会への出席状況 13回/13回 (100%) ・ 所有する当社株式数 0株 	<p>1981年 3月 中央大学商学部卒業 1983年 9月 監査法人太田哲三事務所（現：EY新日本有限責任監査法人）入所 1987年 8月 公認会計士登録 2020年 7月 山口公認会計士事務所設立（現任） 2021年 6月 当社社外監査役（現任） 2022年 6月 平和不動産株式会社社外取締役（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 公認会計士（山口公認会計士事務所） 平和不動産株式会社社外取締役</p>
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見をもって、監査等委員である社外取締役として当社の経営監視体制に寄与していただくことを期待したためです。 なお、同氏は、社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 植松正年氏、國部徹氏及び山口光信氏は、社外取締役候補者であります。
3. 植松正年氏、國部徹氏及び山口光信氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び「社外取締役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準」を満たしていることから、独立性を有していると判断しており、3氏は、同取引所に独立役員として指定し届出をしています。
4. 当社は、植松正年氏、國部徹氏及び山口光信氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。3氏が社外取締役に選任され、かつ就任した場合、当社は3氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は46頁のとおりであります。第7号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」記載の取締役候補者3名がそれぞれ選任され、かつ就任した場合、当該取締役候補者は当該保険契約の被保険者となります。
6. 当社の「メイテックグループ：取締役候補の指名に関する基準」及び「社外取締役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準」は、30頁及び31頁に記載の通りです。

〈ご参考1〉

2023年5月11日開催の当社取締役会にて、本総会第3号議案「定款一部変更の件」をご承認いただくことを条件として、2023年10月1日（予定）を改定日として「メイテックグループ：経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名に関する基準」及び「社外取締役又は社外監査役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準」を下記の通り変更することを決議しております。

メイテックグループ：取締役候補の指名に関する基準

1. 全ての取締役
 - ・ 真摯さや高い倫理観を有し、受託者責任を認識して行動できる者
2. 全ての独立社外取締役
 - ・ 別に定める「社外取締役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準」を充たす者
 - ・ 客観・中立の立場で一般株主の利益保護を踏まえた行動が期待できる者
 - ・ 財務・会計・法務・税務・人事・ITなどの専門分野に関する知見を持つ者、企業経営の経験者、当社事業に関する豊富な経験や専門的知見を持つ者
 - ・ 社外役員を俯瞰し、専門的知見が偏在しないよう、バランスと多様性の確保に努める
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く）
 - (1) 〈社内〉取締役
 - ・ 会社の最善の利益のために公正で誠実に行動できる者
 - ・ エンジニアに豊かなエンジニア人生を提供し、お客さまにとって欠かせない真のベストパートナーを実現していく「エンジニアリングソリューション事業やエンジニア紹介事業」などの他、これらをサポートする機能に関する部門において、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者
 - (2) 〈独立〉社外取締役
 - ・ さまざまな事業への理解力を有する者
 - ・ 精神的独立性を有する者で、忌憚のない質問をし又は意見を述べ、適切な議決権行使が期待できる者
4. 監査等委員である取締役
 - ① 独立の立場の保持に努めながら、常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づく行動が期待できる者
 - ② 適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者で、原則として1名以上は財務・会計に関する十分な知見を有する者
 - (1) 監査等委員会の委員長
 - ・ 経営管理及び事業運営に関して適切な経験・能力及び必要な知識を有し、専任として、実効性ある監査体制の整備に努めるなど積極的な職務が期待できる者

(2) 常勤の監査等委員である取締役

- ・ 知識や経験を活かして、監査に必要な情報を収集できる者

社外取締役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準

当社では、社外取締役を選任する際、次に定める基準すべてを満たす者について、当社からの独立性を有しているものと判断します。

1. 現在及び過去10年間に於いて、当社又は子会社の業務執行者（注1）でないこと（なお、監査等委員である社外取締役にあっては、過去10年間、当社又は子会社の非業務執行取締役でないことも含む。）

注1：「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員又は使用人をいう

2. 現在、当社の重要な業務執行者（注2）の近親者（注3）でないこと

注2：「重要な業務執行者」とは、取締役（社外取締役を除く。）又は執行役員をいう

注3：「近親者」とは、配偶者又は二親等内の親族をいう

3. 以下のいずれにも該当していないこと

- (1) 当社を主要な取引先とする者（注4）の業務執行者

注4：「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度において、当該取引先の年間連結売上高の1%以上の支払いを当社から受けた者をいう

- (2) 当社の主要な取引先（注5）の業務執行者

注5：「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において、当社の年間連結売上高の1%以上の支払いを当社に行った者をいう

- (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注6）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者。）

注6：「多額の金銭その他の財産」とは、直近事業年度において、役員報酬以外に1,000万円以上の支払いを当社から得ている場合をいう

- (4) 当社の主要株主（注7）（当該主要株主が法人である場合は、その業務執行者。）

注7：「主要株主」とは、直近の当社株主名簿において、総議決権の10%以上の株式を保有する者をいう

- (5) 上記（1）から（4）について、過去5年間に於いて該当する者

- (6) 次の①又は②に掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

① 上記（1）から（5）までに掲げる者

② 過去5年間に於いて、当社又は子会社の業務執行者であった者（なお、監査等委員である社外取締役にあっては、非業務執行取締役であった者を含む。）

〈ご参考2〉

第4号議案及び第5号議案が原案通り承認可決され、役員選任の効力が発生した場合の役員の構成、並びに、第6号議案及び第7号議案が原案通り承認可決され、役員選任の効力が発生した場合の役員の構成は、いずれも次のとおりとなります。

なお、本一覧表に掲げた経験等は、当社取締役会等において特に活かすことを期待している経験等を示したものであり、各役員が保有している経験等の全てではありません。

氏名	属性	当社における地位	在任年数	保有する経験、専門的知見等											保有資格等		
				企業経営	技術/設計開発	受注営業	採用	CS (注)	人事	IT	財務・会計・税務	法務	経営管理	専門分野における学識経験		グローバル	
國分 秀世		代表取締役社長、 メイテックグループCEO、 メイテックCEO兼COO	20年	○	○	○		○		○				○			
上村 正人		取締役副社長、執行役員	14年	○		○	○	○	○	○	○			○			
山口 陽	社外 独立	取締役	4年	○										○			上場企業 代表取締役経験者
横江 公美	社外 独立	取締役	4年	○							○				○	○	大学教授
植松 正年	社外 独立	監査役 監査等委員である 取締役	6年											○			
國部 徹	社外 独立	監査役 監査等委員である 取締役	4年											○			弁護士
山口 光信	社外 独立	監査役 監査等委員である 取締役	2年									○					公認会計士

(注) 1. CSとは、キャリアサポートの略称となります。

2. 植松正年氏、國部徹氏及び山口光信氏の「当社における地位」は、上段が2023年6月22日時点、下段が2023年10月1日以降となります。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、2023年10月1日（予定）をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2019年6月20日開催の第46回定時株主総会の第4号議案及び2022年6月21日開催の第49回定時株主総会の第3号議案において、年額470百万円以内（内訳：固定報酬年額「220百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）」、業績連動報酬年額「連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益の2.5%以内の額、かつ、250百万円以内」（社外取締役は支給対象外。））とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額385百万円以内（内訳：固定報酬「年額135百万円以内（うち社外取締役分年額54百万円以内）」、業績連動報酬「連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益の2.5%以内の額、かつ、250百万円以内」（社外取締役は支給対象外。））とさせていただきたいと存じます。

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、第3号議案、本議案及び第9号議案が承認可決されることを条件として2023年10月1日を改定日とする「取締役の報酬額等の算定方法・決定に関する方針」を後記35頁から36頁記載のとおり定めています。本議案は、当社が監査等委員会設置会社へ移行することから、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を決定したもので、その内容は相当であると判断しております。

現在の取締役の員数は9名（うち社外取締役4名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第3号議案及び第6号議案が原案どおり承認可決され、効力が発生すると、4名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第3号議案における定款変更の効力が発生することを条件として、2023年10月1日（予定）に発生するものといたします。

第9号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、2023年10月1日（予定）をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内（内訳：固定報酬年額「60百万円以内」）とさせていただきたいと存じます。

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、第3号議案、第8号議案及び本議案が承認可決されることを条件として2023年10月1日を改定日とする「取締役の報酬額等の算定方法・決定に関する方針」を後記35頁から36頁記載のとおり定めています。本議案は、当社が監査等委員会設置会社へ移行することから、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を決定したもので、その内容は相当であると判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第3号議案及び第7号議案が原案どおり承認可決され、効力が発生すると3名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第3号議案における定款変更の効力が発生することを条件として、2023年10月1日（予定）に発生するものいたします。

〈ご参考〉

2023年5月11日開催の当社取締役会にて、本総会第3号議案「定款一部変更の件」、第8号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件」及び第9号議案「監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件」をご承認いただくことを条件として、2023年10月1日（予定）を改定日として「取締役及び監査役の報酬額等の算定方法・決定に関する方針」を下記の通り変更することを決議しております。

取締役の報酬額等の算定方法・決定に関する方針

1. 決定方法

取締役の報酬は、その合計額を2023年6月開催の第50回定時株主総会で可決された報酬総額の範囲とし、取締役会決議で改廃される本方針に従って個別報酬額を決定する。

〈株主総会決議概要：取締役の報酬額〉

年額で表示	固定報酬	業績連動報酬	報酬総額
取締役（監査等委員である取締役を除く）	135百万円以内	当期純利益（※）の2.5%以内の額、かつ250百万円以内	385百万円以内
うち社外取締役分	54百万円以内	（支給対象外）	54百万円以内
監査等委員である取締役	60百万円以内	（支給対象外）	60百万円以内
合計	195百万円以内	250百万円以内	445百万円以内

※ 連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益

2. 役員報酬に関する考え

- ・報酬の算定方法や決定プロセスを明確化して開示する姿勢を従前と同様に継続する事により、経営の透明性を高めてコーポレートガバナンスを強化し、さらなる企業価値の向上を図る。
- ・業務執行取締役の役員報酬の業績連動率を高め、株主との中長期的な利害の共有を強化する。
- ・社外取締役および監査等委員である取締役は、独立性を保つため、業績連動報酬の支給対象外とする。
- ・2002年3月期に廃止した役員退職慰労金制度は採択しない。

3. 具体的な役員報酬額

役員報酬総額＝(1)固定報酬＋(2)業績連動報酬 <<(3)20%相当額の取り扱い>>

(1) 個別の固定報酬

取締役（監査等委員である者を除く）			
代表取締役社長 グループCEO、CEO兼COO	年額	28,800千円	(月額2,400千円)
取締役副社長	年額	24,000千円	(月額2,000千円)
社内業務執行取締役 (社長・副社長を除く)	年額	19,200千円	(月額1,600千円)
社外取締役	年額	10,800千円	(月額900千円)
監査等委員である取締役			
常勤の監査等委員会の委員長	年額	24,000千円	(月額2,000千円)
監査等委員（委員長を除く）	年額	10,800千円	(月額900千円)

(2) 業績連動報酬

- ・総額は業績連動報酬を損金経理する前の「親会社株主に帰属する当期純利益」の2.5%以内の額とする。ただし、年額250百万円を上限とする。
- ・支給対象は社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役に限定する。
- ・各取締役の個別配分は役員人事諮問委員会の協議を経て取締役会での決定を原則とするが、「配分方法」のみの決定に止め、「具体的な配分金額」の決定は代表取締役社長・グループCEOへ一任する決定も許容する。
- ・業績連動報酬は、対象となる事業年度が終了した後、3ヶ月以内に支払う。

(3) 業績連動報酬（税金控除後）の20%相当額の取り扱い

- ・取締役個々における税金控除後の業績連動報酬の20%相当額を、取締役個々の賛同のもと、当社役員持株会へ拠出（同報酬相当額を12分割し、毎年7月からの12カ月間、毎月同額）し、自社株式の取得に充当する。
- ・取得した自社株式は、当社役員持株会規則の他、社内規定に従い、原則、在任期間及び退任後1年を経過するまでは譲渡を禁じる。
- ・なお、当該報酬の支給対象者が退任する場合、当社役員持株会規則に鑑み、本取り扱いの対象外とする。

(4) 固定報酬と業績連動報酬の割合

- ・各取締役の業績連動報酬の配分は、前記2. 記載の「役員報酬に関する考え」に則し、前記3. (2) の手続きを経てパフォーマンス評価を踏まえて決定されるため、各取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の役員報酬における固定報酬と業績連動報酬の割合は、当該決定に基づき変動するものとする。

4. 付則

- ・監査等委員である取締役の報酬は、法の定めに従い監査等委員である取締役の協議による決定を要する。
- ・子会社役員を兼務する取締役の当該子会社からの報酬は、原則無報酬とする。
- ・諸手当として通勤及びに単身赴任や転勤に関する手当を、出張旅費として日当を別途支給する。

以上

(添付書類)

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2022年4月1日～2023年3月31日）においては、新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限が徐々に緩和され、社会経済活動の正常化が進み、景気は緩やかな持ち直しが続いていますが、緊迫した国際情勢、資源価格の上昇などにより、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

当社の主要顧客である大手製造業各社は、次代を見据えた技術開発投資を進められたことから、当社の受注環境も堅調に推移しました。

このような状況の中、中長期の成長を見据えた積極採用を継続した結果、エンジニア社員数は増加しました。また、稼働率は前年下半期からの回復で当期は前年より高い水準でスタートしたことに加え、新入社員の配属ペースが前期比で改善したこと、受注に応じて順調に配属を進められたこと等により増加し、稼働人員数は増加しました。

その結果、連結売上高は、前年同期比119億28百万円(11.1%)増収の1,190億69百万円となりました。連結売上原価は、エンジニア社員の増員に伴う労務費増加等により、前年同期比74億42百万円(9.4%)増加の863億60百万円、連結販売費及び一般管理費は、採用関連費用の増加等により、前年同期比8億40百万円(5.5%)増加の162億45百万円となりました。連結営業利益は、前年同期比36億45百万円(28.4%)増益の164億62百万円となりました。

連結経常利益は、前年同期比35億92百万円(27.7%)増益の165億40百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、メイテック、メイテックフィルダーズの税負担軽減により、前年同期比30億11百万円(32.6%)増益の122億52百万円となりました。

事業の種類別セグメントの状況は次の通りであります。

①エンジニアリングソリューション事業

連結売上高の9割超を占めるエンジニアリングソリューション事業、特に中核事業のエンジニア派遣事業においては、稼働人員数の増加を背景に、売上高は、前年同期比117億40百万円(11.1%)増収の1,174億56百万円となりました。営業利益は、前年同期比35億72百万円(28.9%)増益の159億15百万円となりました。

なお、当社単体の稼働率(全体)は97.2%(前年同期94.3%)と前年同期比で増加しました。また、稼働時間については8.38h/day(前年同期8.42h/day)と前年同期比で低下しました。

②エンジニア紹介事業

エンジニアに特化した職業紹介事業を行っている株式会社メイテックネクストにおいては、紹介決定数の増加により、売上高は、前年同期比1億51百万円(9.9%)増収の16億81百万円、営業利益は前年同期比72百万円(15.3%)増益の5億47百万円となりました。

(注) セグメントの売上高の金額には、セグメント間の内部売上高または振替高を含んでおります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、主として、事業支援システム等の強化及び整備に対する設備投資を行い、その総額は2億3百万円でありました。

また、セグメントごとの設備投資については、エンジニアリングソリューション事業1億98百万円、エンジニア紹介事業4百万円でありました。

上記の設備投資の金額には、ソフトウェア、その他(ソフトウェア仮勘定)を含めております。

(3) 資金調達の状況

所要資金は自己資金によって賄っております。また、当連結会計年度は、新株式・社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの根幹事業はエンジニアリングソリューション事業であります。「共生と繁栄」の経営理念に立脚し、私たちメイテックグループは、全社員がつながりあい、エンジニア価値を起点として、5つの価値（エンジニア価値、社員価値、顧客価値、株主価値、社会価値）を持続的に向上させます。

エンジニアリングソリューション事業における将来の業績については、技術力の高いエンジニア社員数とその稼働率の多寡に懸かっています。従いまして、当社グループにおいては、受注営業、採用・増員、キャリアサポートの業務について、環境変化を適切に捉えてバランスを取りながら、それぞれの業務を永続して強化し、持続的成長を実現していくことが最大の課題であると認識しています。

①受注営業

エンジニアリングソリューション事業は、エンジニアのキャリアアップを支援する事業でもあります。稼働人員数の増加や稼働率の維持・向上を図るための受注量の確保はもちろんのこと、エンジニアのキャリアアップの選択肢を拡げるためにも業務領域を拡大し、機会と場を提供し続けることが最重要であります。従いまして、平時・有事にかかわらず十分な受注を獲得するために、今後も営業システムの変革を継続し、営業力の強化に取り組んでいく所存です。

②採用・増員

日本最大の「プロのエンジニア集団」である当社グループにおいては、エンジニアを中心とした多くの優秀な人材を確保することが成長力の源泉となります。従いまして、当社グループでは、業界のリーディングカンパニーとしての信頼性・安心感に基づいたブランドを労働市場に確立していき、採用力を高めていきます。今後も、平時・有事の市場環境の変化に対応した効率的な採用・増員活動に取り組んでいく所存です。

③キャリアサポート

日本最大の「プロのエンジニア集団」における品質の維持・向上を図るためには、一人ひとりのエンジニアのキャリアアップをきめ細かにサポートしていくことが必要不可欠であります。これらのキャリアサポートを適時適切に実施していくために、エンジニアが提供するサービスの品質を「技術力×人間力＝総合力」と定め、エンジニア主体のキャリアアップ支援の拡大と会社主導のキャリアアップ支援の強化に取り組んでいます。今後も、顧客ニーズの変化や拡大等を適切に把握して、効率的なキャリアサポートの強化に取り組んでいく所存です。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年3月期 〔2019年4月1日から 2020年3月31日まで〕	2021年3月期 〔2020年4月1日から 2021年3月31日まで〕	2022年3月期 〔2021年4月1日から 2022年3月31日まで〕	2023年3月期 〔2022年4月1日から 2023年3月31日まで〕 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	100,995	96,626	107,140	119,069
営 業 利 益 (百万円)	12,926	10,234	12,817	16,462
経 常 利 益 (百万円)	12,975	10,306	12,948	16,540
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	9,093	7,028	9,240	12,252
1株当たり当期純利益(円)	109.45	85.26	113.85	153.87
総 資 産 (百万円)	77,493	75,038	81,590	84,576
純 資 産 (百万円)	44,327	44,472	45,287	46,719
1株当たり純資産(円)	535.34	544.81	565.21	595.74

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第47期 (2020年3月期) 〔2019年4月1日から 2020年3月31日まで〕	第48期 (2021年3月期) 〔2020年4月1日から 2021年3月31日まで〕	第49期 (2022年3月期) 〔2021年4月1日から 2022年3月31日まで〕	第50期 (2023年3月期) 〔2022年4月1日から 2023年3月31日まで〕 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	75,297	71,452	77,010	83,765
営 業 利 益 (百万円)	10,382	8,600	10,546	13,212
経 常 利 益 (百万円)	11,290	9,547	11,125	14,113
当 期 純 利 益 (百万円)	8,112	6,823	8,051	10,719
1株当たり当期純利益(円)	97.65	82.77	99.20	134.61
総 資 産 (百万円)	65,540	64,181	67,222	68,219
純 資 産 (百万円)	38,265	38,007	37,376	37,056
1株当たり純資産(円)	462.13	465.61	466.47	472.54

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準29号 2020年3月31日)等を2022年3月期の期首から適用しております。これに伴い、2020年3月期及び2021年3月期は当該会計基準等を遡って適用しております。
2. 当社は、2022年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。2020年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」「1株当たり純資産」を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2023年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名 称	所在地	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社メイテック フィルダース	東京都台東区	百万円 120	% 100.0	ミドルレンジのエンジニア派遣事業
株式会社 メイテックキャスト	東京都千代田区	百万円 100	% 100.0	製造業を主要顧客とした登録型人材派遣事業
株式会社 メイテックEX	愛知県 名古屋市西区	百万円 50	% 100.0	シニアエンジニア派遣事業
株式会社 メイテックネクスト	東京都台東区	百万円 30	% 100.0	エンジニア特化型の職業紹介事業
株式会社メイテック ビジネスサービス	千葉県柏市	百万円 10	% 100.0	一般事務処理業務の受託

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

エンジニアリングソリューション事業

エンジニア紹介事業

(8) 主要な拠点等 (2023年3月31日現在)

① 当社

本店	愛知県名古屋市区西康生通二丁目20番地 1
東京本社	東京都台東区上野一丁目 1 番10号
営業拠点	仙台EC (宮城県)、宇都宮EC (栃木県)、高崎EC (群馬県)、さいたまEC (埼玉県)、熊谷EC (埼玉県)、水戸EC (茨城県)、筑波EC (茨城県)、千葉EC (千葉県)、東京EC (東京都)、東京北EC (東京都)、東京南EC (東京都)、八王子EC (東京都)、立川EC (東京都)、横浜EC (神奈川県)、横浜西EC (神奈川県)、川崎EC (神奈川県)、厚木EC (神奈川県)、湘南EC (神奈川県)、三島EC (静岡県)、静岡EC (静岡県)、浜松EC (静岡県)、浜松東EC (静岡県)、甲信越EC (長野県)、岡崎EC (愛知県)、豊田EC (愛知県)、名古屋EC (愛知県)、名古屋北EC (愛知県)、名古屋南EC (愛知県)、三重EC (三重県)、岐阜EC (岐阜県)、金沢EC (石川県)、滋賀EC (滋賀県)、京都EC (京都府)、大阪EC (大阪府)、神戸EC (兵庫県)、広島EC (広島県)、福岡EC (福岡県)、ソリューションセンターイースト (東京都)、ソリューションセンターFS (神奈川県)、ソリューションセンターセントラル (愛知県)、ソリューションセンターFT (愛知県)、ソリューションセンターFD (愛知県)
テクノセンター	厚木テクノセンター (神奈川県)、名古屋テクノセンター (愛知県)

(注) ECとは、エンジニアリングセンターの略称となります。

② 子会社等

子会社等の主要な拠点等につきましては、「(6)重要な親会社及び子会社の状況 ②子会社の状況」に記載の通りであります。

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

区分	従業員数	前期末比
エンジニアリングソリューション事業	12,970名	599名増
エンジニア紹介事業	69名	2名減

② 当社の従業員数

区分	従業員数	前期末比
エンジニアリングソリューション事業	8,331名	251名増

(10) 主要な借入先及び借入額 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 200,000,000株
- ② 発行済株式の総数 82,500,000株
(自己株式4,078,400株を含む)
- ③ 株主数 5,695名
(前期末比 1,382名増)
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託 □)	12,930	16.48
株式会社日本カストディ銀行 (信託 □)	5,304	6.76
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	5,109	6.51
明治安田生命保険相互会社	4,696	5.98
日本生命保険相互会社	3,341	4.26
STATE STREET BANK AND TRUST C O M P A N Y 5 0 5 0 2 5	3,156	4.02
THE BANK OF NEW YORK MELLON 1 4 0 0 4 4	2,374	3.02
メイテック社員持株会	2,249	2.86
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	1,897	2.41
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE 0 0 9 - 0 1 6 0 6 4 - 3 2 6 CLT	1,287	1.64

- (注) 1. 当社は、自己株式4,078,400株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 持株数及び持株比率については、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

新株予約権等については発行しておりません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	こく ぶん ひで よ 國 分 秀 世	メイトックグループCEO メイトックCEO兼COO プライムエンジニアリングファーム推進担当 内部監査室・CSR室担当 株式会社メイトックキャスト担当 株式会社メイトックフィルダース取締役 株式会社メイトックキャスト取締役 株式会社メイトックネクスト取締役
取締役副社長	うえ むら まさ と 上 村 正 人	執行役員 経営戦略・IR担当 エンジニアリングソリューション事業部門（ハイエ ンド領域）・グループキャリアサポート部門統括 情報システム部管掌、社長室担当 株式会社メイトックフィルダース担当 株式会社メイトックフィルダース取締役 株式会社メイトックキャスト取締役 株式会社メイトックEX取締役
取 締 役	ろく ごう ひろ ゆき 六 郷 裕 之	執行役員 グループ採用部門担当 株式会社メイトックネクスト担当 株式会社メイトックフィルダース取締役 株式会社メイトックネクスト取締役
取 締 役	い とう けい すけ 伊 藤 圭 介	執行役員 人事部管掌 株式会社メイトックEX・ 株式会社メイトックビジネスサービス担当 株式会社メイトックEX代表取締役社長 株式会社メイトックビジネスサービス代表取締役社長
取 締 役	いい だ けい や 飯 田 圭 哉	執行役員 エンジニアリングソリューション事業推進部・経理 部・経営管理部管掌 業務サポート部・広報部担当 株式会社メイトックフィルダース取締役 株式会社メイトックキャスト取締役

地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
取	締	役	清 ^{みず} 水 ^{みな} 三七 ^お 雄	弁護士（清水三七雄法律事務所）
取	締	役	岸 ^{きし} 博 ^{ひろ} 幸 ^{ゆき}	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
取	締	役	山 ^{やま} 口 ^{ぐち} 陽 ^{あきら}	なし
取	締	役	横 ^{よこ} 江 ^え 公 ^く 美 ^み	東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科教授
監	査	役	植 ^{うえ} 松 ^{まつ} 正 ^{まさ} 年 ^{とし}	(常勤) 株式会社メイテックフィルダーズ監査役
監	査	役	國 ^{くに} 部 ^べ 徹 ^と	弁護士（國部法律事務所）
監	査	役	山 ^{やま} 口 ^{ぐち} 光 ^{みつ} 信 ^{のぶ}	公認会計士（山口公認会計士事務所） 平和不動産株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち、清水三七雄氏、岸博幸氏、山口陽氏、横江公美氏の4氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 植松正年氏、國部徹氏、山口光信氏の3氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役である清水三七雄氏、岸博幸氏、横江公美氏の3氏、及び社外監査役である國部徹氏、山口光信氏の両氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。なお、社外監査役である植松正年氏が兼職している株式会社メイテックフィルダーズは、当社の完全子社であります。
4. 社外取締役である清水三七雄氏、岸博幸氏、山口陽氏、横江公美氏の4氏、及び社外監査役である植松正年氏、國部徹氏、山口光信氏の3氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。
5. 監査役 山口光信氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当期中の取締役及び監査役の異動は次の通りであります。
2022年6月21日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって、監査役 深井慎氏は退任いたしました。
7. 当期中の取締役の重要な兼職の異動は次の通りであります。
- ①監査役 山口光信氏は、2022年6月24日付で、平和不動産株式会社の社外取締役役に就任いたしました。
- ②取締役 伊藤圭介氏は、2022年10月1日付で、株式会社メイテック E X の代表取締役に就任いたしました。

8. 当社は、2003年4月1日より執行役員制度を導入しております。なお、2023年4月1日現在の執行役員は下記の通りです。

区 分	氏 名
代表取締役社長 CEO（最高経営責任者）兼 COO（最高業務執行責任者）	國分秀世
取締役副社長執行役員	上村正人
取締役執行役員	飯田圭哉
執行役員	矢部哲也、渡辺真司、芦田敬大、山下徹、鹿野輝美、 小林進一、木之下康夫、石橋裕一郎、関口晃介、 佐藤元紀、小泉純、小野勝也

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び各監査役と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、各取締役及び各監査役と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておりません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び「1.企業集団の現況に関する事項 (6).重要な親会社及び子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。現時点では、次回も同様の内容で更新する予定です。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 取締役及び監査役の報酬額等又はその算定方法に係る決定に関する事項

当社は取締役会において「取締役及び監査役の報酬額等の算定方法・決定に関する方針」を決議しております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、個別の固定報酬は本方針3(1)より変更ないことを、本方針3(2)業績連動報酬の配分については、その決定プロセスについて、社外取締役を委員長として代表取締役社長と各社外取締役から構成される役員人事諮問委員会にて適正である旨の評価を得ていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

「取締役及び監査役の報酬額等の算定方法・決定に関する方針」は以下のとおりです。

1. 決定方法

取締役及び監査役の報酬は、その合計額を2022年6月開催の第49回定時株主総会で可決された報酬総額の範囲とし、取締役会決議で改廃される本方針に従って個別報酬額を決定する。

〈株主総会決議概要：取締役及び監査役の報酬額〉

年額で表示	固定報酬	業績連動報酬	報酬総額
取締役	220百万円以内	当期純利益（※）の2.5%以内の額、かつ250百万円以内	470百万円以内
うち社外取締役分	50百万円以内	(支給対象外)	50百万円以内
監査役	50百万円以内	(支給対象外)	50百万円以内
合計	270百万円以内	250百万円以内	520百万円以内

※ 連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益

2. 役員報酬に関する考え

- ・ 2003年6月開催の第30回定時株主総会で可決された報酬制度の基本的な考え方を踏まえつつ、適時的確に見直しを行う。
- ・ 報酬の算定方法や決定プロセスを明確化して開示する姿勢を従前と同様に継続する事により、経営の透明性を高めてコーポレートガバナンスを強化し、さらなる企業価値の向上を図る。
- ・ 業務執行取締役の役員報酬の業績連動率を高め、株主との中長期的な利害の共有を強化するものとし、業務執行取締役の役員報酬における業績連動報酬の割合については、全体は約5割、CEOは約6割を目安とする。
- ・ 社外取締役と監査役の独立性を保つため、業績連動報酬の支給対象外とする。
- ・ 2002年3月期に廃止した役員退職慰労金制度は採択しない。

3. 具体的な役員報酬額

役員報酬総額 = (1) 固定報酬 + (2) 業績連動報酬 < (3) 20%相当額の取り扱い>

(1) 個別の固定報酬

代表取締役社長 グループCEO、CEO兼 COO	年額	28,800千円	(月額2,400千円)
取締役副社長	年額	24,000千円	(月額2,000千円)
取締役	年額	19,200千円	(月額1,600千円)
社外取締役	年額	9,000千円	(月額 750千円)
常勤監査役	年額	24,000千円	(月額2,000千円)
非常勤監査役	年額	7,800千円	(月額 650千円)

(2) 業績連動報酬

- ・総額は業績連動報酬を損金経理する前の「親会社株主に帰属する当期純利益」の2.5%以内の額とする。ただし、年額250百万円を上限とする。
- ・支給対象は社外取締役及び監査役を除く取締役に限定する。
- ・各取締役の個別配分は役員人事諮問委員会の協議を経て取締役会での決定を原則とするが、「配分方法」のみの決定に止め、「具体的な配分金額」の決定は代表取締役社長・グループCEOへ一任する決定も許容する。
- ・業績連動報酬は、対象となる事業年度が終了した後、3ヶ月以内に支払う。

(3) 業績連動報酬(税金控除後)の20%相当額の取り扱い

- ・取締役個々における税金控除後の業績連動報酬の20%相当額を、取締役個々の賛同のもと、当社役員持株会へ拠出(同報酬相当額を12分割し、毎年7月からの12カ月間、毎月同額)し、自社株式の取得に充当する。
- ・取得した自社株式は、持株会規則の他社内規定に従い、原則、在任期間及び退任後1年を経過するまでは譲渡を禁じる。
- ・なお、当該報酬の支給対象者が退任する場合、当社役員持株会規則に鑑み、本取り扱いの対象外とする。

(4) 固定報酬と業績連動報酬の割合

- ・各取締役の業績連動報酬の配分は、前記2.記載の「役員報酬に関する考え」に則し、前記3.(2)の手続きを経てパフォーマンス評価を踏まえて決定されるため、各取締役(社外取締役を除く)の役員報酬における固定報酬と業績連動報酬の割合は、当該決定に基づき変動するものとする。

4. 付則

- ・監査役の報酬は、法の定めに従い監査役の協議による決定を要する。
- ・使用人兼務取締役の報酬には使用人分の給与を含む。
使用人兼務取締役に対して使用人分の賞与は支給しない。
- ・子会社役員を兼務する取締役及び監査役の当該子会社からの報酬は、原則無報酬とする。
- ・諸手当として通勤並びに単身赴任や転勤に関する手当を、出張旅費として日当を別途支給する。
- ・会社役員賠償責任保険(D&O保険)の個人負担保険料を別途加算する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等

区 分	員 数	固 定 報 酬	業 績 連 動 報 酬	合 計
取締役（社外取締役を除く）	5名	111百万円	180百万円	291百万円
社外取締役	4名	36百万円	—	36百万円
社外監査役	4名	41百万円	—	41百万円
合 計	13名	188百万円	180百万円	368百万円
社外役員 合 計	8名	77百万円	—	77百万円

- (注) 1. 業績連動報酬にかかる業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益であり、その実績は「1.企業集団の現況に関する事項 (5)財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。当該指標を選択した理由は取締役の業績向上に対するインセンティブを高めるとともに、株主との中長期的な利害の共有を強化するためであります。当社の業績連動報酬は、基準額に対し2.5%以内の額、かつ250百万円以内の額としております。
2. 取締役の報酬は、年額470百万円以内（内訳：固定報酬年額「220百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）」、業績連動報酬年額「連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益の2.5%以内の額、かつ、250百万円以内（社外取締役は支給対象外）」）と株主総会にて決議しております。なお、年額470百万円以内および固定報酬年額は、2019年6月20日開催の第46回定時株主総会において決議しており、当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は2名）です。また、業績連動報酬年額は、2022年6月21日開催の第49回定時株主総会において決議しており、当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は4名）です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2016年6月23日開催の第43回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役は3名）です。
4. 上記報酬額は、2022年6月21日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名分を含んでおります。
5. 取締役会は、代表取締役社長國分秀世に対し、社外取締役を除く各取締役の業績連動報酬の「具体的な配分金額」の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当職務への評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に役員人事諮問委員会にて決定プロセスが適正である旨の評価を得ております。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職の状況等につきましては、「4. 会社役員に関する事項(1)取締役及び監査役の氏名等」に記載の通りであります。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役

氏名	出席の状況	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
しみずみ なお 清水三七雄	取締役会 92.9% (14回中13回)	弁護士としての豊富な経験と見識から、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に寄与することが期待されていたところ、取締役会等において、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っており、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制等に十分な役割・責務を果たしております。
きし ひろゆき 岸 博幸	取締役会 92.9% (14回中13回)	大学院教授として幅広い経験を有しており、また、行政分野における経験及び一部上場企業での取締役としての豊富な経験と見識から、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に寄与することが期待されていたところ、取締役会等において、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っており、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制等に十分な役割・責務を果たしております。
やまぐち あきら 山口 陽	取締役会 100% (14回中14回)	一部上場企業の代表取締役を務められ、企業経営に関する豊富な経験と見識から、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に寄与することが期待されていたところ、取締役会等において、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っており、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制等に十分な役割・責務を果たしております。
よこえ くみ 横江 公美	取締役会 100% (14回中14回)	大学教授として国際政治等に関する幅広い見識を有しており、また、大手シンクタンクでの上級研究員としての経験や企業の取締役社長としての豊富な経験と見識から、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に寄与することが期待されていたところ、取締役会等において、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っており、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制等に十分な役割・責務を果たしております。

社外監査役

氏名	出席の状況	主な活動状況
うえまつ まさとし 植松 正年	取締役会 100% (14回中14回) 監査役会 100% (13回中13回)	取締役会では適宜質問し、必要に応じ適切な助言、提言等を行い、また監査役会では常勤監査役として各監査役に対し監査状況の報告や意見を述べております。
くにべ とおる 國部 徹	取締役会 100% (14回中14回) 監査役会 100% (13回中13回)	豊富な経験と見識から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
やまぐち みつのが 山口 光信	取締役会 100% (14回中14回) 監査役会 100% (13回中13回)	特に財務及び会計の視点から、必要に応じ適切な助言、提言等の意思表示を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項目		支払額
①	当社が支払うべき報酬等の額	47百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の過年度監査実績、当該事業年度の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠等について確認し、適切と判断したことから、会計監査人の報酬等の額に同意いたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断したときは、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会の定める評価手続及び基準に従い会計監査人の職務遂行状況を総合的に評価し、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難であると認められる等の場合には、監査役会は会社法第344条に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

数多くのエンジニアを無期雇用しているメイテックグループは、中長期的に株主還元の最大化を目指し持続的に成長するために、経済危機の下でも雇用を守り抜くことが不可欠と考えます。よって、利益配分については、「自己資本の“質と量”の充実」を優先しながら、「資金の残高」も考慮した上で、業績に基づく成果を配分する方針です。

自己資本の“質と量”の充実度に加えて、資金の残高が事業運営上の必要資金（連結売上高の月商3ヵ月分）を上回る場合、配当および自己株式取得による総還元性向は100%以内を原則とします。配当は、中間と期末の年2回実施し、配当性向は50%以上を原則とします。配当の最低水準は連結株主資本配当率（DOE）5%といたします。

自己株式の取得は、総還元性向と配当性向の水準を勘案して適時実施します。

取得後の自己株式は発行済株式総数の5%を上限として継続保有します。取得し保有する自己株式の上限を超える部分は当期末までに消却いたします。

(注)

- ・総還元性向＝年間の株主還元額÷親会社株主に帰属する当期純利益
年間の株主還元額＝配当金総額（中間配当＋期末配当）＋期中の自己株式取得額
- ・配当性向＝配当金総額（中間配当＋期末配当）÷親会社株主に帰属する当期純利益
- ・連結株主資本配当率（DOE）＝配当÷連結株主資本
- ・月商3ヵ月分＝「必要運転資金（ワーキング・キャピタル）＊：連結売上高の月商2ヵ月分」＋「財務基盤強化資金（2010年3月期に相当する危機的な市場環境になった際の事業継続資金）：連結売上高の月商1ヵ月分」
＊ 必要運転資金（ワーキング・キャピタル）は売掛金等を基準に設定

※ 自己株式は、経営計画の目標達成等に向けて、今後の成長戦略の実行と成長に伴うリスクに対処していく機動的な財務政策を可能とするために保有します。

~~~~~  
特に注記がない限り、本事業報告中に記載の2023年3月期連結会計年度及び第50期事業年度に係る数値については、次の通り表示しております。

- ・金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示。ただし、銭単位の端数については、四捨五入して表示。
- ・比率については、表示桁未満の端数を四捨五入して表示。



## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                      | 金 額           | 科 目                   | 金 額           |
|--------------------------|---------------|-----------------------|---------------|
| <b>資 産 の 部</b>           |               | <b>負 債 の 部</b>        |               |
| <b>I 流 動 資 産</b>         | <b>69,484</b> | <b>I 流 動 負 債</b>      | <b>20,824</b> |
| 現金及び預金                   | 51,028        | 未払費用                  | 3,804         |
| 受取手形及び売掛金                | 17,354        | 未払法人税等                | 2,694         |
| 仕掛品                      | 172           | 未払消費税等                | 2,749         |
| その他                      | 928           | 役員賞与引当金               | 181           |
| <b>II 固 定 資 産</b>        | <b>15,091</b> | 賞与引当金                 | 9,955         |
| <b>1 有 形 固 定 資 産</b>     | <b>4,785</b>  | その他                   | 1,440         |
| 建物及び構築物                  | 3,124         | <b>II 固 定 負 債</b>     | <b>17,032</b> |
| 工具、器具及び備品                | 173           | 退職給付に係る負債             | 17,032        |
| 土地                       | 1,487         | <b>負 債 合 計</b>        | <b>37,856</b> |
| その他                      | 0             | <b>純 資 産 の 部</b>      |               |
| <b>2 無 形 固 定 資 産</b>     | <b>369</b>    | <b>I 株 主 資 本</b>      | <b>47,671</b> |
| ソフトウェア                   | 325           | 資本金                   | 5,000         |
| その他                      | 44            | 資本剰余金                 | 1,259         |
| <b>3 投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>9,935</b>  | 利益剰余金                 | 49,207        |
| 投資有価証券                   | 27            | 自己株式                  | △7,795        |
| 繰延税金資産                   | 8,994         | <b>II その他の包括利益累計額</b> | <b>△951</b>   |
| その他                      | 916           | 土地再評価差額金              | △662          |
| 貸倒引当金                    | △2            | 退職給付に係る調整累計額          | △289          |
| <b>資 産 合 計</b>           | <b>84,576</b> | <b>純 資 産 合 計</b>      | <b>46,719</b> |
|                          |               | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>  | <b>84,576</b> |

# 連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科   |     | 目 |   | 金 額 |         |
|-----|-----|---|---|-----|---------|
| I   | 売上  | 上 | 高 |     | 119,069 |
| II  | 売上  | 上 | 原 |     | 86,360  |
| III | 販売費 | 上 | 総 | 利   | 32,708  |
|     | 営業  | 及 | び | 一   | 16,245  |
| IV  | 営業  | 業 | 外 | 利   | 16,462  |
|     | 受助  | 成 | 取 | 利   | 1       |
|     | その  | 業 | の | 収   | 75      |
| V   | 営業  | 業 | 外 | 収   | 13      |
|     | 支   | 払 | 手 | 費   | 8       |
|     | コ   | ミ | ツ | ト   | 2       |
|     | そ   | の | メ | ン   | 0       |
|     | 経   | 常 | の | ト   |         |
| VI  | 特別  | 別 | 利 | フ   | 11      |
|     | 固定  | 資 | 損 | イ   |         |
|     | 税金  | 等 | 除 | 却   | 3       |
|     | 法人  | 調 | 前 | 期   | 3       |
|     | 税   | 整 | 当 | 期   | 16,537  |
|     | 法   | 、 | 税 | 及   | 4,916   |
|     | 法   | 住 | 民 | 税   | △630    |
|     | 当   | 人 | 等 | 調   |         |
|     | 期   | 税 | 等 | 整   |         |
|     | 親   | 純 | 利 | 益   | 12,252  |
|     | 会   | 社 | 株 | 主   | 12,252  |
|     | 社   | 株 | 主 | に   |         |
|     | 株   | 主 | に | 帰   |         |
|     | 主   | に | 帰 | 属   |         |
|     | に   | 帰 | 属 | す   |         |
|     | る   | 当 | 期 | 純   |         |
|     | 純   | 利 | 益 |     |         |

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                      | 金 額           | 科 目                       | 金 額           |
|--------------------------|---------------|---------------------------|---------------|
| <b>資 産 の 部</b>           |               | <b>負 債 の 部</b>            |               |
| <b>I 流 動 資 産</b>         | <b>53,375</b> | <b>I 流 動 負 債</b>          | <b>14,576</b> |
| 現金及び預金                   | 39,705        | 未払金                       | 721           |
| 受取手形                     | 458           | 未払費用                      | 2,549         |
| 売掛金                      | 12,247        | 未払法人税等                    | 2,079         |
| 仕掛品                      | 162           | 未払消費税等                    | 1,817         |
| 前払費用                     | 545           | 役員賞与引当金                   | 180           |
| その他                      | 255           | 賞与引当金                     | 6,856         |
| <b>II 固 定 資 産</b>        | <b>14,844</b> | その他                       | 371           |
| <b>1 有 形 固 定 資 産</b>     | <b>4,781</b>  | <b>II 固 定 負 債</b>         | <b>16,586</b> |
| 建築物                      | 3,114         | 退職給付引当金                   | 16,586        |
| 構築物                      | 8             | <b>負 債 合 計</b>            | <b>31,163</b> |
| 工具、器具及び備品                | 171           | <b>純 資 産 の 部</b>          |               |
| 土地                       | 1,487         | <b>I 株 主 資 本</b>          | <b>37,719</b> |
| <b>2 無 形 固 定 資 産</b>     | <b>354</b>    | <b>1 資 本 金</b>            | <b>5,000</b>  |
| ソフトウェア                   | 309           | <b>2 資 本 剰 余 金</b>        | <b>1,250</b>  |
| その他                      | 44            | 資本準備金                     | 1,250         |
| <b>3 投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>9,708</b>  | <b>3 利 益 剰 余 金</b>        | <b>39,265</b> |
| 投資有価証券                   | 27            | その他利益剰余金                  | 39,265        |
| 関係会社株式                   | 1,118         | 繰越利益剰余金                   | 39,265        |
| 繰延税金資産                   | 7,704         | <b>4 自 己 株 式</b>          | <b>△7,795</b> |
| 差入保証金                    | 698           | <b>II 評 価 ・ 換 算 差 額 等</b> | <b>△662</b>   |
| その他                      | 158           | 土地再評価差額金                  | △662          |
| <b>資 産 合 計</b>           | <b>68,219</b> | <b>純 資 産 合 計</b>          | <b>37,056</b> |
|                          |               | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>      | <b>68,219</b> |

# 損益計算書

( 2022年 4 月 1 日から  
2023年 3 月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額   |        |
|---------------|-------|--------|
| I 売上高         |       | 83,765 |
| II 売上原価       |       | 60,117 |
| III 売上総利益     |       | 23,648 |
| IV 販売費及び一般管理費 |       | 10,436 |
| V 営業外収益       |       | 13,212 |
| 受取利息          | 1     |        |
| 受取配当金         | 886   |        |
| その他           | 25    | 913    |
| VI 営業外費用      |       |        |
| 支払手数料         | 8     |        |
| コミットメントファイ    | 2     |        |
| その他           | 0     | 11     |
| VII 経常利益      |       | 14,113 |
| VIII 特別損失     |       |        |
| 固定資産除却損       | 3     | 3      |
| IX 税引前当期純利益   |       | 14,110 |
| 法人税、住民税及び事業税  | 3,825 |        |
| 法人税等調整額       | △433  | 3,391  |
| X 当期純利益       |       | 10,719 |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社メイテック  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 植 木 拓 磨 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 辻 伸 介   |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メイテックの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メイテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社メイテック  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 植 木 拓 磨 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 辻 伸 介   |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メイテックの2022年4月1日から2023年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

株式会社メイテック 監査役会  
常勤社外監査役 植 松 正 年 ㊞  
社外監査役 國 部 徹 ㊞  
社外監査役 山 口 光 信 ㊞

以 上

## 株主メモ

|               |                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業年度          | 4月1日～翌年3月31日                                                                                                                                                                                                                                         |
| 期末配当金受領株主確定日  | 3月31日                                                                                                                                                                                                                                                |
| 中間配当金受領株主確定日  | 9月30日                                                                                                                                                                                                                                                |
| 定時株主総会        | 毎年6月                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 株主名簿管理人       | 三菱UFJ信託銀行株式会社                                                                                                                                                                                                                                        |
| 特別口座の口座管理機関   | 三菱UFJ信託銀行株式会社                                                                                                                                                                                                                                        |
| 同 連 絡 先       | 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部<br>〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号<br>電話 0120-232-711 (通話料無料)                                                                                                                                                                            |
| 上 場 証 券 取 引 所 | 東京証券取引所                                                                                                                                                                                                                                              |
| 公 告 の 方 法     | 電子公告により行います。<br>公告掲載URL<br><a href="https://www.meitec.co.jp/ir/stock_information/financial_statement.html">https://www.meitec.co.jp/ir/stock_information/financial_statement.html</a><br>(ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。) |

(ご注意)

- 株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求、配当金の振込指定、その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行本支店にてもお取次ぎいたします。
- 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

### 【株式に関するお手続きについて】

○特別口座に記録された株式

| お手続き、ご照会等の内容                                                                                                                                                    | お問合せ先               |                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別口座から一般口座への振替請求</li> <li>○単元未満株式の買取（買増）請求</li> <li>○住所・氏名等のご変更</li> <li>○特別口座の残高照会</li> <li>○配当金の受領方法の指定（*）</li> </ul> | 特別口座の<br>口座管理<br>機関 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部<br>〒137-8081<br>新東京郵便局私書箱第29号<br>電話 0120-232-711 (通話料無料)                                                                                                                                                          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○郵送物等の発送と返戻に関するご照会</li> <li>○支払期間経過後の配当金に関するご照会</li> <li>○株式事務に関する一般的なお問合せ</li> </ul>                                    | 株主名簿<br>管理人         | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[手続き書類のご請求方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○インターネットによるダウンロード</li> </ul> <p><a href="http://www.tr.mufg.jp/daikou/">http://www.tr.mufg.jp/daikou/</a></p> </div> |

(\*）特別口座に記録された株式をご所有の株主様は、配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。

○証券会社等の口座に記録された株式

| お手続き、ご照会等の内容                                                                                                                 | お問合せ先                     |                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○郵送物等の発送と返戻に関するご照会</li> <li>○支払期間経過後の配当金に関するご照会</li> <li>○株式事務に関する一般的なお問合せ</li> </ul> | 株主名簿<br>管理人               | 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部<br>〒137-8081<br>新東京郵便局私書箱第29号<br>電話 0120-232-711 (通話料無料) |
| ○上記以外のお手続き、ご照会等                                                                                                              | 口座を開設されている証券会社等にお問合せください。 |                                                                              |